

平成 30 年 11 月 16 日

国民民主党 第三部会 (厚労・文科・消費者)  
部会長 岡本充功 様

全国就労移行支援事業所連絡協議会  
会長 酒井 大介

### 平成 31 (2019) 年度税制改正に係わる要望書

平素は障害者の一般就労の推進について格別なるご指導、ご協力賜り誠にありがとうございます。本会は障害のある方の一般就労を促進する「就労移行支援事業」を運営する事業所の全国団体です。

今般、中央省庁や地方公共団体の障害者雇用水増し問題が発覚し、検証委員会の報告と方針が示され、公務における障害者の任用について大きな動きがあると予想されています。障害者雇用の問題は一部の企業や福祉分野の問題ではなく、国民の関心事にもなっており、障害者の雇用や就労の取り組みが、今後一層注目されていくと感じております。

このような状況の中で、実際に障害者の就労支援を生業とする事業者として、来年度の税制改正等について以下の点を要望する次第です。

#### 1. 就労定着支援事業の創設と報酬改定の影響について

今年度は障害者雇用率が改定されるとともに、障害者総合支援法の改正及び障害福祉サービス等の報酬改定の年度に当たり、新たに就労後の障害者が長く働き続けるための「就労定着支援事業」が創設されました。

制度設計としては、今まで就労移行支援事業で加算として評価してきた定着実績を、事業化することにより安定した報酬とするものであり、頑張って実績をあげている就労移行支援事業の事業者が就労定着支援事業とセットで事業を展開することにより、更なる運営の安定が期待されています。

しかし、事業所によっては新事業の就労定着支援事業を開始しても、サービスを受けるために必要な受給者証申請のために役所等へ行く時間が取れずサービスが開始できないケース、本人がサービスを望まない等で実績があがらない事業所も存在します。

報酬改定後のサービス利用状況や事業所の収入状況を調査し、報酬改定と新事業創設の影響がどの程度発生しているか調査することを望みます。

#### 2. 障害福祉サービス従事者の処遇改善について

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)において、障害福祉分野

でも介護分野同様の処遇改善を行うこととされており、来年10月の消費税率の引き上げに伴う報酬改定について対応するとされ、厚労省の障害福祉サービス等報酬改定チームにおいて議論されているところです。福祉・介護職員の処遇改善については、平成21年度から交付金や処遇改善加算による報酬改定により、制度的な手当がありますが実際に働く職員が所得増の実感がなかなか沸かないのも事実です。

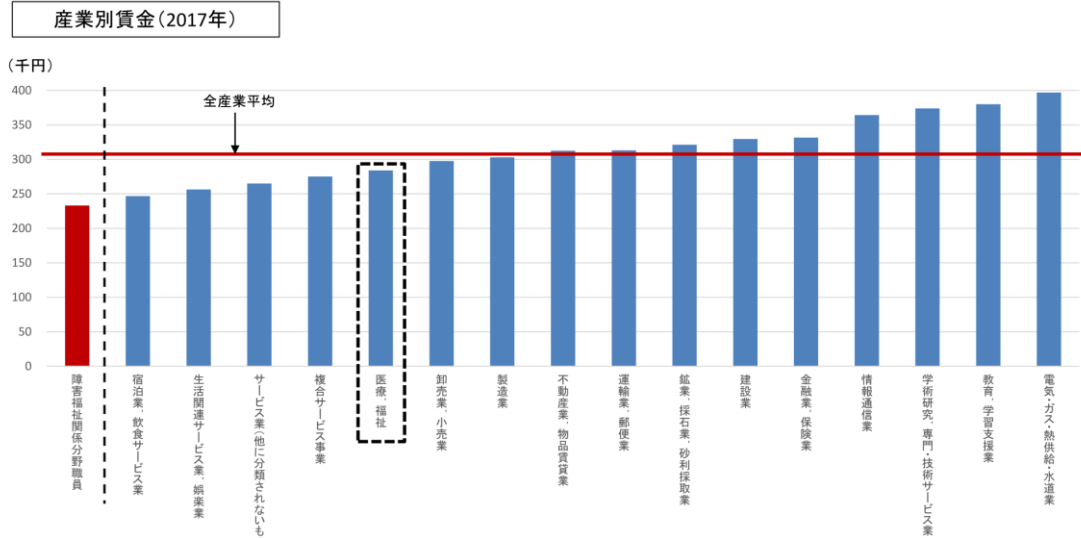
障害福祉サービス等報酬改定チームで出された資料において、2017年の産業別賃金の賃金水準を見ると、障害福祉分野が含まれる「医療・福祉」は全産業平均を下回っているおり（資料1）、更にサービス量の増加に伴い障害福祉分野の福祉・介護職員数は10年間で2倍に増加しており（資料2）、障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している（資料3）、とのデータが出ております。

多くの社会福祉法人やNPO法人では、地域福祉の観点から、障害・高齢福祉を総合的に運営している組織が多いのが現状ですが、これまでの処遇改善加算では支援員等の直接処遇職員に用途が限定されているため、法人内職員間で賃金格差などが起きないように、処遇改善にあたっては高齢福祉分野と足並みを揃える必要が出てきます。加えてこれらの組織では地域ニーズに対応すべく、国・地方自治体からの委託事業も受託していることが多いこともあるため、受託事業の従事者職員の処遇改善についても整合性が図りやすくなるよう、当該の処遇改善については対象職員を限定することなく、柔軟性のある制度設計をするべきです。

以上

## 一般労働者の産業別賃金水準

○ 賃金水準を見ると、障害福祉分野が含まれる「医療・福祉」は全産業平均を下回っている。



【出典】「平成29年賃金構造基本統計調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1)「きまって支給する現金給与額(労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額)」を集計。

注2)産業別賃金は「100人以上規模企業における役職者」を除いて算出。なお、障害福祉関係分野職員には役職者は含まれていない。

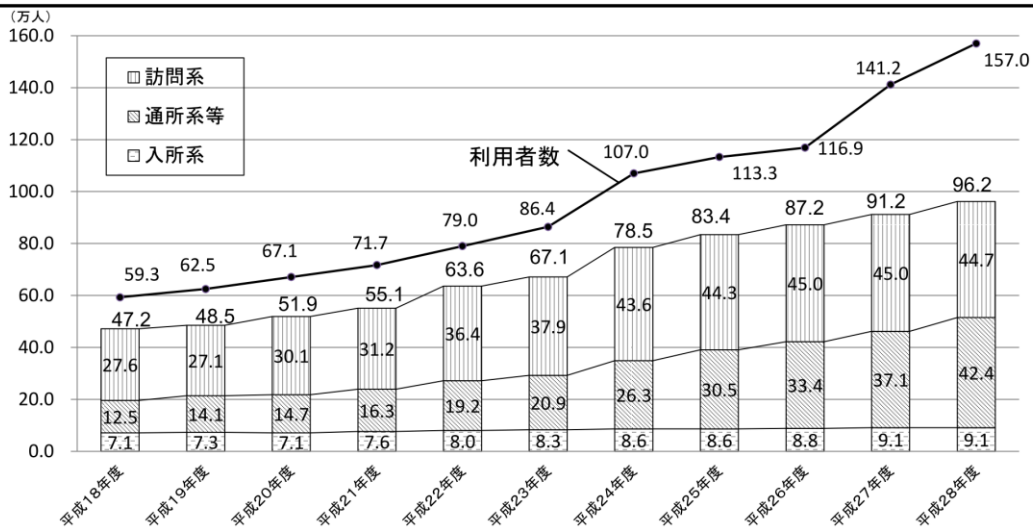
注3)障害福祉関係分野職員は、「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均。

7

(資料1) 出典：第2回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム (H30.10.31) 資料

## 障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移(推計値)

○ 障害者自立支援法施行以降、障害福祉サービス等の利用者数は増加してきており、サービス量の増加に伴い障害福祉分野の福祉・介護職員数も10年間で2倍に増加している。



注1) 各年度の数字は、「社会福祉施設等調査」のデータを基に、厚生労働省(障害保健福祉部)にて補正し推計したもの。平成20年度までの施設の従事者数及び利用者数についてはほぼ100%の回収率のため補正はしていない。※補正の考え方:回収率による割り戻し。

注2) 従事者数及び利用者数は各年度の10月1日現在の数値。

注3) 従事者数は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員については、常勤、非常勤を含めた実人員数を各サービス・事業で合計したもの。

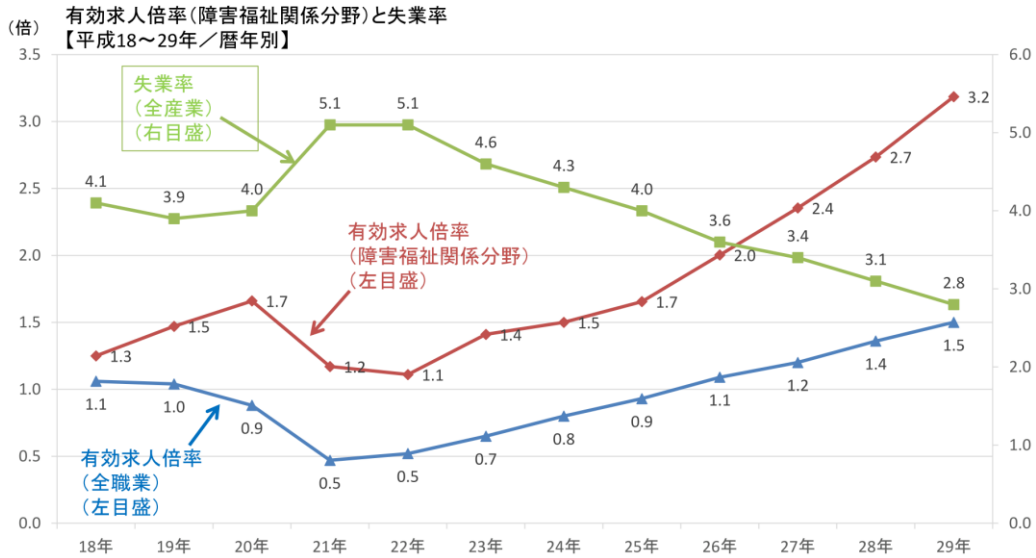
注4) 各年度の「社会福祉施設等調査」の結果を踏まえ、障害者自立支援法、障害者総合支援法のサービス及び児童福祉法のサービスを含めているが、年度により位置付けの異なる移動支援(外出介護・同行支援)は、年度比較に支障が出るため含めていない。

4

(資料2) 出典：第2回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム (H30.10.31) 資料

## 障害福祉関係分野職種における労働市場の動向(有効求人倍率と失業率の動向)

○ 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。



出典: 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

注1) 平成23年の数値は、東日本大震災の影響により補完的に推計した値(実数は2015年国勢調査基準、比率は2005年国勢調査基準)。

注2) 障害福祉関係分野については、平成24年以前は「社会福祉専門の職業」の有効求人倍率。

注3) 障害福祉関係分野については、平成25年以降は「社会福祉の専門的職業」、「介護サービスの職業」の有効求人数及び有効求職者をそれぞれ合計し、「有効求人数÷有効求職者数」で計算。

5

(資料3) 出典: 第2回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム (H30.10.31) 資料